

<今号の内容>

1. 「2025年に向けた介護人材の確保～質と量の好循環の確立に向けて～」をとりまとめ
～ 社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会
2. 平成27年度介護報酬改定案が諮問、答申される
～ 社会保障審議会 介護給付費分科会(第119回)
3. 「平成27年度介護報酬改定資料集」頒布のご案内

1. 「2025年に向けた介護人材の確保～質と量の好循環の確立に向けて～」 をとりまとめ ～ 社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会

2月25日、社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会(第5回)が開催され、これまでの議論の報告書として「2025年に向けた介護人材の確保～質と量の好循環の確立に向けて～」を取りまとめ、同日、第15回社会保障審議会福祉部会に報告された。

報告書は以下のHP掲載される予定

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

前回専門委員会での意見を踏まえ、23日に示された案から、冒頭の現状と認識に2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築が課題であり、その中で介護人材が最も重要な基盤であることなどが追記されたほか、介護への理解・関心を高めるべき層の一つとして挙げられていた「子育て中・後の女性」が「就業していない女性」へと文言修正が行われた。また、介護福祉士養成施設卒業生に対する受験義務付けにかかる記載について、より詳細に追記された。

専門委員会、部会においては、それぞれの委員から今回とりまとめられた方策について、特に期限や具体的な手順が明確にされていない事項についての今後の具体化のスケジュールについて確認する発言があり、厚生労働省は、総合的な確保方策の策定を進め、個別の方策を法律、予算などの施策に落とし込む中で、具体的な手順、時期を明示していくと回答した。

人材確保専門委員会の最後に、鈴木社会・援護局長から挨拶があり、2025年に向けた量の確保と質の向上に向けた取り組みにおける課題として、①目標年次と必要人員数を明確にした取り組み、②目指すべき人材の構成、体系に向けた戦略的な取り組み、③各地域で関係者によるプラットフォームづくり、連携した取り組みの3点を指摘し、施策の推進については、地域医療介護総合確保基金等を活用し、国と地方が二人三脚で取り組んでいきたいと述べた。

なお、本報告書に基づく法改正が行われた後、同専門委員会において、介護分野以外の福祉人材(障害分野、社会福祉士等)確保について、福祉人材確保指針の改正に向けた検討が行われる予定とされている。

2. 平成 27 年度介護報酬改定案が諮問、答申される

～ 社会保障審議会 介護給付費分科会（第 119 回）

2月6日、社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長 田中 滋 慶應義塾大学大学院名誉教授）が開催され、厚生労働省から示された平成 27 年度介護報酬改定案（厚生労働大臣から社会保障審議会会長への諮問内容）が了承され、同日、その旨の答申がなされた。（厚生労働省HPに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073442.html>）

今後、諮問内容に基づき改正内容が告示され確定し、本年4月から順次施行され、改定後の報酬、基準が適用されることとなる。なお、要件の詳細等については、3月2日3日に開催される全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、Q&A等により示される見通し。

既報のとおり、全体でマイナス 2.27%の改定率とされ、中重度の要介護者・認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築、の3点を基本的な考え方に基づいた報酬改定とされている。

なお、介護報酬改定案の概要は3ページ目以降に掲載の通り。

3. 「平成 27 年度介護報酬改定資料集」頒布のご案内

2月6日に諮問、答申された平成 27 年度介護報酬改定案に関する資料を収載した冊子を作成いたしました。下記により実費にて頒布致しますので、ご活用ください。

なお、本資料集は、2月3・4日に開催した高齢者福祉事業経営セミナー参加者に送付したものを、別途希望者に頒布するものです。

- | | |
|---------|--|
| 1. 収載資料 | ①平成 27 年度介護報酬改定の概要（案）骨子版
②平成 27 年度介護報酬改定の概要（案）
③「平成 27 年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案」
※諮問書別紙。各通知の新旧対照表等。
④ 介護報酬の算定構造（案） |
| 2. 体 裁 | A 4 判・本文 830 ページ／白黒印刷 |
| 3. 頒布価格 | 1,500 円（送料込み） |
| 4. 申込方法 | 別紙申込書を F A X または E-mail にてお送りください。
お申込後、1 週間程度でお送りいたします。 |
| 5. 支払方法 | 冊子送付時に請求書を同封いたしますので、銀行振込にてお支払いをお願いいたします。なお、振込手数料はご負担ください。 |

平成 27 年度介護報酬改定案の概要

※ 「平成 27 年度介護報酬改定の概要（案）」及び同骨子版より、社会福祉法人による実施が多いサービスについて、報酬が改定される部分を中心に、事務局にて抜粋・編集。なお、「改定前後の介護報酬のイメージ」は、2月23・24日に開催された「厚生労働省平成26年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料」の詳細資料（p.148～）より転載している。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/tp0219-1.html>）

I 平成 27 年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

- 2025年（平成37年）に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していくため、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づき行う。
- 介護報酬の改定率は、全体で▲2.27%。
（処遇改善：+1.65%、介護サービスの充実：+0.56%、その他：▲4.48%）

II 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

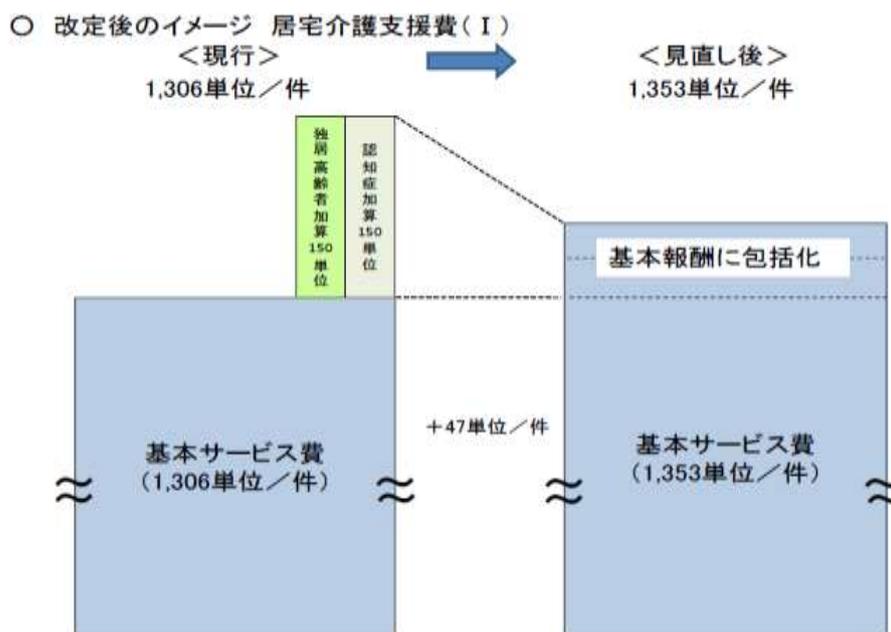
- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応
- ② 活動と参加に焦点を当てたりハビリテーションの推進
- ③ 看取り期における対応の充実
- ④ 口腔・栄養管理に係る取組の充実

(2) 介護人材確保対策の推進

(3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

III 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 居宅介護支援



①認知症加算・独居高齢者加算の基本報酬への包括化

居宅介護支援（Ⅰ）

要介護1又は要介護2	1,005 単位 ⇒ 1,042 単位
要介護3、要介護4又は要介護5	1,306 単位 ⇒ 1,353 単位

居宅介護支援（Ⅱ）

要介護1又は要介護2	502 単位 ⇒ 521 単位
要介護3、要介護4又は要介護5	653 単位 ⇒ 677 単位

居宅介護支援（Ⅲ）

要介護1又は要介護2	301 単位 ⇒ 313 単位
要介護3、要介護4又は要介護5	392 単位 ⇒ 406 単位

②正当な理由のない特定の事業所への偏りに対する対応強化

特定事業所集中減算の要件変更

- ・減算適用となる偏りの割合の引き下げ（90%超 → 80%超）
- ・対象サービスの範囲の限定を外す。

③ 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

- ・特定事業所加算の算定要件の見直し、加算区分の追加

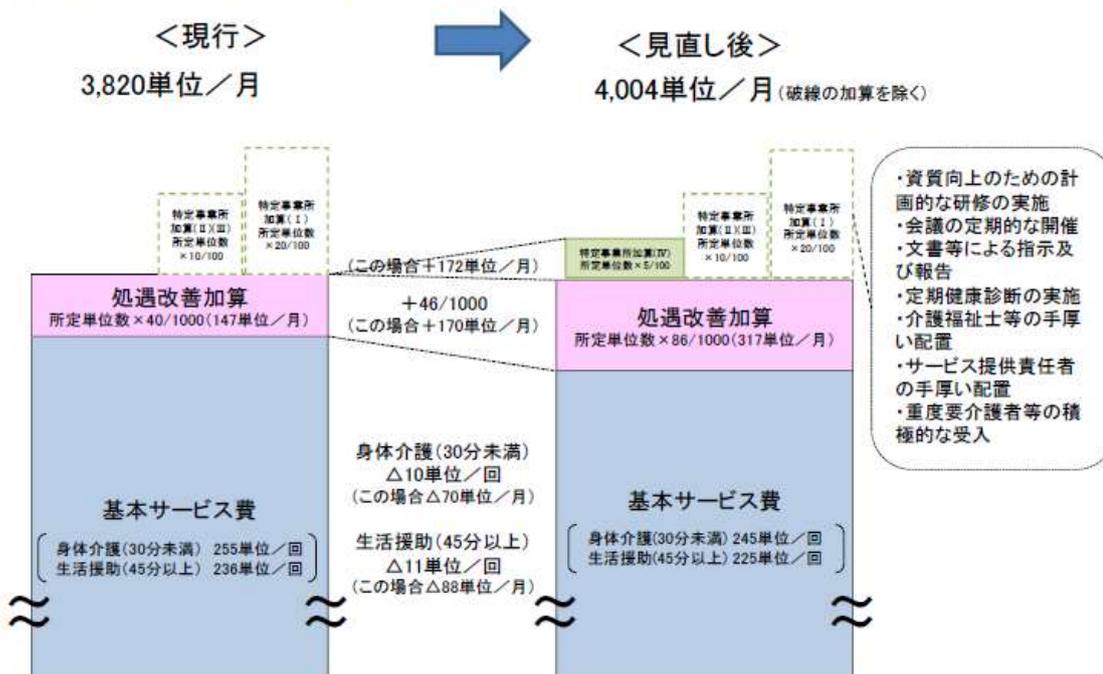
④ 介護予防支援に係る新総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し

介護予防支援費（1月につき）	414 単位 ⇒ 430 単位
----------------	-----------------

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

○ 改定後のイメージ(訪問介護)



① 基本報酬の見直し

身体介護が中心である場合

所要時間 20 分未満	171 単位 ⇒ 165 単位
所要時間 20 分以上 30 分未満	255 単位 ⇒ 245 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満	404 単位 ⇒ 388 単位

生活援助が中心である場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	191 単位 ⇒ 183 単位
所要時間 45 分以上	236 単位 ⇒ 225 単位

通院等乗降介助

101 単位 ⇒ 97 単位

④ 訪問介護員 2 級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い

所定単位数に 90/100 を乗じた単位数 ⇒ 所定単位数に 70/100 を乗じた単位数

(2) 訪問看護

① 基本報酬の見直し

指定訪問看護ステーションの場合

20 分未満	318 単位 ⇒ 310 単位
30 分未満	474 単位 ⇒ 463 単位
30 分以上 1 時間未満	834 単位 ⇒ 814 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,144 単位 ⇒ 1,117 単位

② 中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価

看護体制強化加算（新規） ⇒ 300 単位/月

(4) 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供

① 訪問系サービス※における評価の見直し ※対象要件の変更

※ 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション

(ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物※に居住する利用者

⇒ 当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。

(イ) 上記以外の建物※に居住する利用者

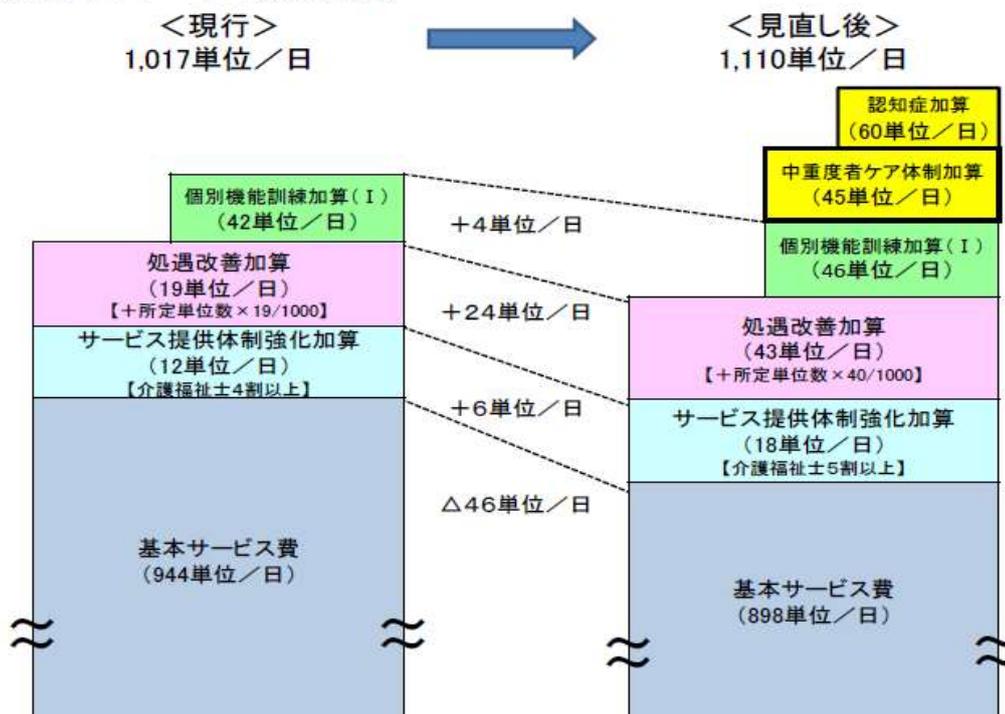
⇒ 当該建物に居住する利用者が一定数以上（1 月あたり 20 人以上）であるものについて、新たに減算する。

* 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のみ

3. 通所系サービス

(1) 通所介護

○ 改定後のイメージ（通所介護）



① 基本報酬の見直し

【例1】小規模型通所介護費の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)

要介護1	815 単位/日	⇒	要介護1	735 単位/日
要介護2	958 単位/日		要介護2	868 単位/日
要介護3	1,108 単位/日		要介護3	1,006 単位/日
要介護4	1,257 単位/日		要介護4	1,144 単位/日
要介護5	1,405 単位/日		要介護5	1,281 単位/日

【例2】通常規模型通所介護費の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)

要介護1	695 単位/日	⇒	要介護1	656 単位/日
要介護2	817 単位/日		要介護2	775 単位/日
要介護3	944 単位/日		要介護3	898 単位/日
要介護4	1,071 単位/日		要介護4	1,021 単位/日
要介護5	1,197 単位/日		要介護5	1,144 単位/日

【例3】大規模型通所介護費（I）の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)

要介護1	683 単位/日	⇒	要介護1	645 単位/日
要介護2	803 単位/日		要介護2	762 単位/日
要介護3	928 単位/日		要介護3	883 単位/日

要介護 4	1,053 単位/日	要介護 4	1,004 単位/日
要介護 5	1,177 単位/日	要介護 5	1,125 単位/日

【例 4】大規模型通所介護費（Ⅱ）の場合

（所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合）

要介護 1	665 単位/日	要介護 1	628 単位/日	
要介護 2	782 単位/日	要介護 2	742 単位/日	
要介護 3	904 単位/日	⇒	要介護 3	859 単位/日
要介護 4	1,025 単位/日	要介護 4	977 単位/日	
要介護 5	1,146 単位/日	要介護 5	1,095 単位/日	

② 在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価

認知症加算（新規）	60 単位/日
中重度者ケア体制加算（新規）	45 単位/日

③ 心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化

個別機能訓練加算（Ⅰ）	42 単位/日	⇒	46 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	50 単位/日	⇒	56 単位/日

※算定要件を見直し

5. 短期入所系サービス

（1）短期入所生活介護

① 基本報酬の見直し

介護老人福祉施設の基本報酬の見直しに併せて、見直し。

<単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）：従来型個室>

	（現行）		（27 年 4 月）
要支援 1	486 単位/日		461 単位/日
要支援 2	603 単位/日		572 単位/日
要介護 1	648 単位/日		620 単位/日
要介護 2	719 単位/日		687 単位/日
要介護 3	791 単位/日	⇒	755 単位/日
要介護 4	862 単位/日		822 単位/日
要介護 5	931 単位/日		887 単位/日

<単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室>

	（現行）		（27 年 4 月）		（27 年 8 月）
要支援 1	524 単位/日		495 単位/日		460 単位/日
要支援 2	652 単位/日		615 単位/日		573 単位/日
要介護 1	722 単位/日		687 単位/日		640 単位/日
要介護 2	791 単位/日		754 単位/日		707 単位/日
要介護 3	863 単位/日	⇒	822 単位/日	⇒	775 単位/日
要介護 4	932 単位/日		889 単位/日		842 単位/日

要介護 5	1,000 単位/日	954 単位/日	907 単位/日
-------	------------	----------	----------

<併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）：従来型個室>

	(現行)	(27年4月)
要支援 1	458 単位/日	433 単位/日
要支援 2	569 単位/日	538 単位/日
要介護 1	612 単位/日	579 単位/日
要介護 2	683 単位/日	646 単位/日
要介護 3	755 単位/日	⇒ 714 単位/日
要介護 4	825 単位/日	781 単位/日
要介護 5	895 単位/日	846 単位/日

<併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室>

	(現行)	(27年4月)	(27年8月)
要支援 1	502 単位/日	473 単位/日	438 単位/日
要支援 2	617 単位/日	581 単位/日	539 単位/日
要介護 1	686 単位/日	646 単位/日	599 単位/日
要介護 2	755 単位/日	713 単位/日	666 単位/日
要介護 3	826 単位/日	⇒ 781 単位/日	⇒ 734 単位/日
要介護 4	896 単位/日	848 単位/日	801 単位/日
要介護 5	964 単位/日	913 単位/日	866 単位/日

② 緊急短期入所に係る加算の見直し

緊急短期入所体制確保加算	40 単位/日	⇒	廃止
緊急短期入所受入加算	60 単位/日	⇒	90 単位/日

④ ADL・IADL の維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

個別機能訓練加算（新規）	⇒	56 単位/日
--------------	---	---------

⑤ 重度者への対応の強化

重度者の増加に対応するため、看護職員による定期的な巡視等の要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

医療連携強化加算（新規）	⇒	58 単位/日
--------------	---	---------

⑥ 長期利用者の基本報酬の適正化

長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者）は、基本報酬の評価を適正化する。

長期利用者に対する短期入所生活介護（新規）	⇒	△30 単位/日
-----------------------	---	----------

⑦ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施すること、その場合には、浴室・トイレ等について共用を可能とする。

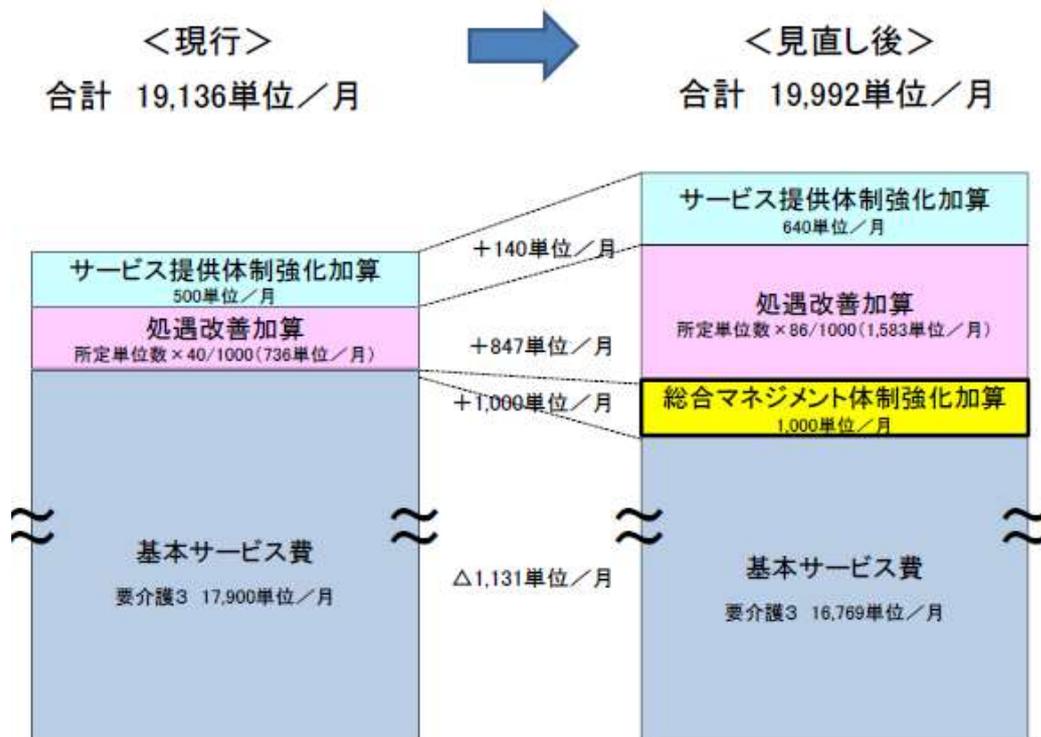
さらに、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

【例】小規模多機能型居宅介護費

短期利用居宅介護費（新規）	⇒	要介護 1	565 単位/日
		要介護 2	632 単位/日
		要介護 3	700 単位/日
		要介護 4	767 単位/日
		要介護 5	832 単位/日

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



① 基本報酬の見直し

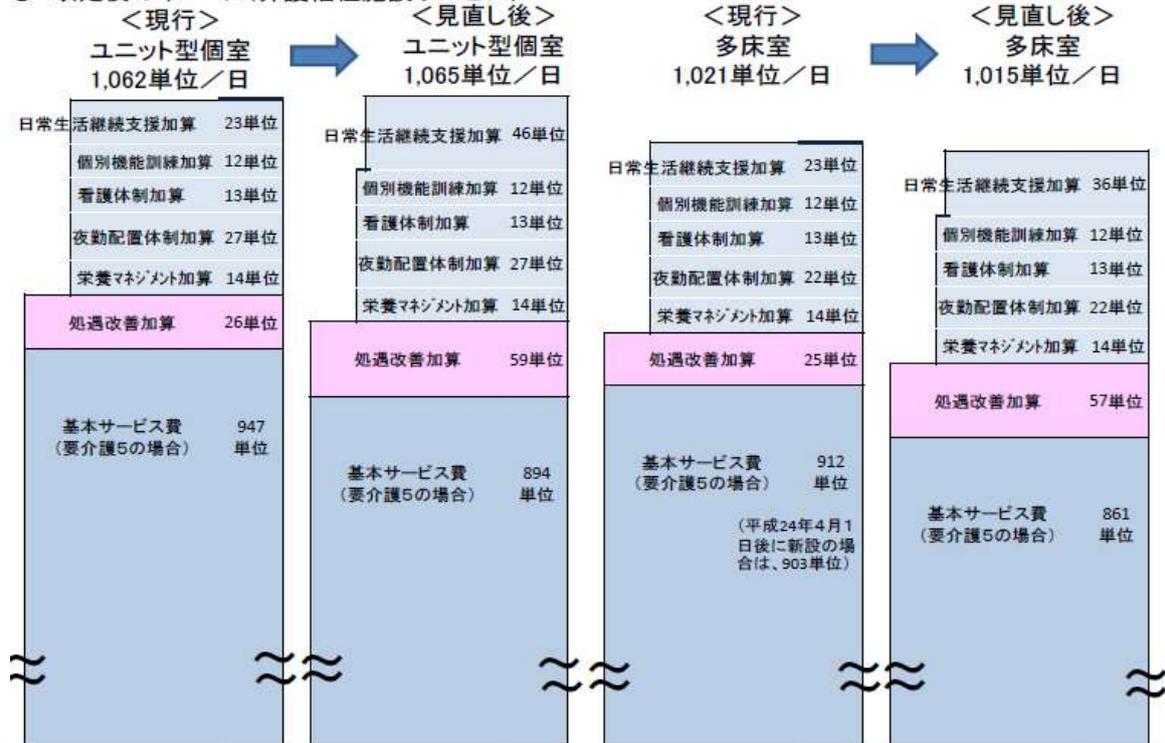
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）/及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

要介護 1	6,707 単位/月	⇒	要介護 1	5,658 単位/月
要介護 2	11,182 単位/月		要介護 2	10,100 単位/月
要介護 3	17,900 単位/月		要介護 3	16,769 単位/月
要介護 4	22,375 単位/月		要介護 4	21,212 単位/月
要介護 5	26,850 単位/月		要介護 5	25,654 単位/月

10. 介護保険施設等

(1) 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）

○ 改定後のイメージ(介護福祉施設サービス)



① 看取り介護加算

看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

死亡日以前4日以上30日以下 80単位/日 ⇒ 144単位/日

※なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

③ 日常生活継続支援加算

入所者に係る算定要件の見直しを行うとともに、ユニット型施設の入所者については、単位数を従来型施設の入所者よりも引き上げる。

日常生活継続支援加算 23単位/日 ⇒ 36単位/日 (従来型)
46単位/日 (ユニット型)

④ 在宅・入所相互利用加算

在宅・入所相互利用加算 30単位 ⇒ 40単位

⑥ 多床室における居住費負担

多床室の入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。ただし、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させない。(短期入所生活介護についても同様)

なお、当該見直しについては、平成27年8月から行う。

※ 算定要件等（変更後の基準費用額と負担限度額の一覧。）

	食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	$320 + \beta + \alpha$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担 第3段階)	650	1,310	1,310	820	1,310	$320 + \beta$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担 第2段階)	390	820	490	420	490	$320 + \beta$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担 第1段階)	300	820	490	320	490	0	0

注1： β については、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。

注2： α については、多床室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。（実施は平成27年8月から。）

⑦ 基本報酬の見直し

多床室の基本報酬について室料相当分が減少すること等を踏まえ、平成24年4月1日以前に整備された多床室と平成24年4月1日後に新設された多床室との間の報酬設定の差は設けない。

<従来型個室>		(現行)	(27年4月)
要介護度1	580 単位/日	547 単位/日	
要介護度2	651 単位/日	614 単位/日	
要介護度3	723 単位/日	⇒ 682 単位/日	
要介護度4	794 単位/日	749 単位/日	
要介護度5	863 単位/日	814 単位/日	
<多床室> (平成24年4月1日以前に整備されたもの)			
	(現行)	(27年4月)	(27年8月)
要介護度1	634 単位/日	594 単位/日	547 単位/日
要介護度2	703 単位/日	661 単位/日	614 単位/日
要介護度3	775 単位/日	⇒ 729 単位/日	⇒ 682 単位/日
要介護度4	844 単位/日	796 単位/日	749 単位/日
要介護度5	912 単位/日	861 単位/日	814 単位/日
<ユニット型個室>		(現行)	(27年4月)
要介護度1	663 単位/日	625 単位/日	
要介護度2	733 単位/日	691 単位/日	

要介護度 3	807 単位/日	⇒	762 単位/日
要介護度 4	877 単位/日		828 単位/日
要介護度 5	947 単位/日		894 単位/日

11. その他

① 介護職員処遇改善加算の拡大

更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分を創設する。

(新設)		介護職員処遇改善加算 (I)
介護職員処遇改善加算 (I)	⇒	介護職員処遇改善加算 (II)
介護職員処遇改善加算 (II)	⇒	介護職員処遇改善加算 (III) ※II の 90%
介護職員処遇改善加算 (III)	⇒	介護職員処遇改善加算 (IV) ※II の 80%

<サービス別加算率>

サービス	加算 (I)	加算 (II)	改定前 加算 (I)
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%	4.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%	1.8%
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%	1.9%
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%	1.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%	2.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%	1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%	3.0%
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%	2.5%
介護老人保健施設	2.7%	1.5%	1.5%
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%	1.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	4.0%
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%	4.0%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%	2.9%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%	4.2%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%	3.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%	3.0%
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%	2.5%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%	4.2%

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページ

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、ご活用ください。

☆自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます。

もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

(ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック)

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

(ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック)

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)